

別紙

国有林野における有害鳥獣捕獲等事業の実施に係る事業者要件、積算基準及び共通仕様書の制定について（平成 31 年 4 月 16 日付け 30 林国経第 130 号経営企画課長通知）の一部改正新旧対照表

（下線部は改正部分）

改 正 後	現 行
別紙 1（略）	別紙 1（略）
別紙 2	別紙 2
国有林野における有害鳥獣捕獲等事業の実施に係る積算基準	国有林野における有害鳥獣捕獲等事業の実施に係る積算基準
第 1 章 積算基準	第 1 章 積算基準
第 1 ・ 第 2（略）	第 1 ・ 第 2（略）
第 3 間接事業費	第 3 間接事業費
間接事業費は、直接事業費以外の事業費及び経費であり、共通仮設費及び現場管理費に区分する。それぞれの構成する費用について積算するものとし、その内容は、次のとおりとする。	間接事業費は、直接事業費以外の事業費及び経費であり、共通仮設費及び現場管理費に区分する。それぞれの構成する費用について積算するものとし、その内容は、次のとおりとする。
3－1（略）	3－1（略）
3－1－2（略）	3－1－2（略）
1（略）	1（略）
2 準備費	2 準備費
準備費は、事業の実施に必要な準備及び後片付け、わな等の維持・補修、簡易な現地調査、除草、整地等に要する費用の内、直接事業費に含まれない費用であり、内容は次のとおりとする。	準備費は、事業の実施に必要な準備及び後片付け、わな等の維持・補修、簡易な現地調査、除草、整地等に要する費用の内、直接事業費に含まれない費用であり、内容は次のとおりとする。
(1) 準備費として計上して積算する費用	(1) 準備費として計上して積算する費用
①～④（略）	①～④（略）

⑤ 事業期間中の簡易な現地調査（餌付、<u>自動撮影カメラ</u>等による小規模な確認調査を含むわなの設置場所の確認、銃猟実施場所の確認等）に要する費用 ⑥～⑧ （略） (2)・(3) （略） 3～6 （略） 3－2 （略） 第4～第6 （略） 第2章 標準歩掛 第1 留意事項 1～3 （略） 4 労務単価は、第2「従事者単価」によるほか、<u>地域の</u>実情に即した賃金を採用するものとする。 <u>ただし、同一流域内における直近3か年の契約物件において、落札額が予定価格の10分の6を下回ることが1度でもあった場合は、従事者単価によらず、地域の実情に即した賃金を採用するものとする。</u> 5～7 （略） 第2 従事者単価 国有林野における有害鳥獣捕獲等事業の委託事業費算定に用いる労務単価の職種及び定義は以下のとおりとする。 (略) なお、上記職種の単価は、最新の「公共工事設計労務単価」を準用することとし、職種の対応は、以下のとおりとする。 各職種の単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。 (略)	⑤ 事業期間中の簡易な現地調査（餌付<u>やライトセンサス</u>等による小規模な確認調査を含むわなの設置場所の確認、銃猟実施場所の確認等）に要する費用 ⑥～⑧ （略） (2)・(3) （略） 3～6 （略） 3－2 （略） 第4～第6 （略） 第2章 標準歩掛 第1 留意事項 1～3 （略） 4 労務単価は、第2「従事者単価」によるほか、実情に即した賃金を採用するものとする。 5～7 （略） 第2 従事者単価 国有林野における有害鳥獣捕獲等事業の委託事業費算定に用いる労務単価の職種及び定義は以下のとおりとする。 (略) なお、上記職種の単価は、<u>当面の間、</u>最新の「公共工事設計労務単価」を準用することとし、職種の対応は、以下のとおりとする。 各職種の単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。 (略)
---	--

第3 (略)

第4 調査事業標準歩掛

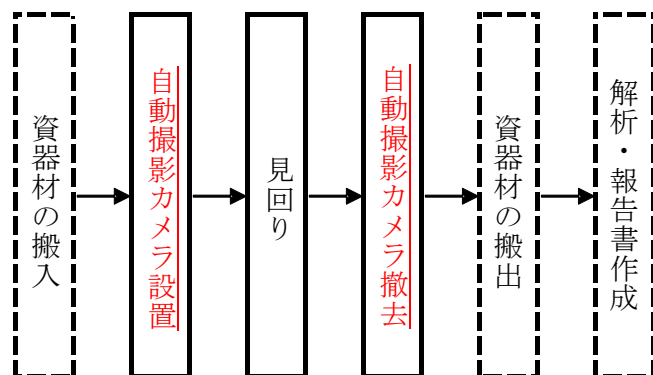
1 カメラトラップ調査

(1) 適用範囲

本歩掛は、自動撮影カメラを用いてシカの生息状況等の調査を実施する場合に適用する。

(2) 作業概要

作業フローは、次図を標準とする。



(注) (略)

(3) 作業歩掛

① カメラトラップ調査

①-1 自動撮影カメラ設置

(略)

(注) 1. 本歩掛は、自動撮影カメラの設置に適用する。

2. ～4. (略)

5. 受注者が自動撮影カメラや記録媒体等を購入する場合、材料費を適切に計上する。ただし、発注者が支給若しくは貸与する場合、材料費は計上しない。

第3 (略)

第4 調査事業標準歩掛

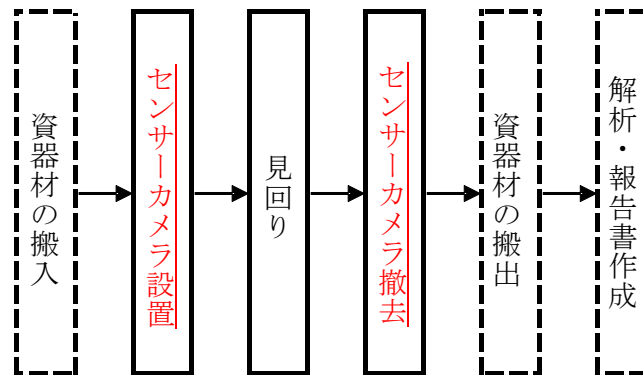
1 カメラトラップ調査

(1) 適用範囲

本歩掛は、センサーカメラ (自動撮影カメラ)を用いてシカの生息状況等の調査を実施する場合に適用する。

(2) 作業概要

作業フローは、次図を標準とする。



(注) (略)

(3) 作業歩掛

① カメラトラップ調査

①-1 センサーカメラ設置

(略)

(注) 1. 本歩掛は、センサーカメラの設置に適用する。

2. ～4. (略)

5. 受注者がセンサーカメラや記録媒体等を購入する場合、材料費を適切に計上する。ただし、発注者が支給若しくは貸与する場合、材料費は計上しない。

①-2 自動撮影カメラ見回り

(略)

ライトバン運転単価表

(略)

- (注) 1. 本歩掛は、林道等から徒歩 100m以内に設置した自動撮影カメラの見回り作業（記録媒体の回収交換及び電池交換）に適用する。見回り回数は、自動撮影カメラの機種及び設置日数を考慮して計上する。
2. 捕獲事業にカメラトラップ調査を含める場合、自動撮影カメラの見回りは、1の(4)の③「見回り・給餌」に含まれるため、本歩掛を計上しない。
- 3.・4. (略)

数量 A（労務歩掛）及び G（機械運転歩掛）の算出方法

(略)

- A：自動撮影カメラ見回り 1 回当り労務歩掛（人／回）
- B：自動撮影カメラ見回り 1 回当り所要時間（h／回）
- C：自動撮影カメラ見回り 1 箇所当り所要時間（h／箇所）
- D：自動撮影カメラ見回り箇所数（箇所）
- E：自動撮影カメラ見回り 1 箇所当り林道等走行時間（h／箇所）
- F：自動撮影カメラ見回り時間 0.08 h／箇所

G～I (略)

①-3 (略)

別紙 3

国有林野における有害鳥獣捕獲等事業の実施に係る共通仕様書

第 1 総則編

1.1 (略)

①-2 センサーカメラ見回り

(略)

ライトバン運転単価表

(略)

- (注) 1. 本歩掛は、林道等から徒歩 100m以内に設置したセンサーカメラの見回り作業（記録媒体の回収交換及び電池交換）に適用する。見回り回数は、センサーカメラの機種及び設置日数を考慮して計上する。
2. 捕獲事業にカメラトラップ調査を含める場合、センサーカメラの見回りは、1の(4)の③「見回り・給餌」に含まれるため、本歩掛を計上しない。
- 3.・4. (略)

数量 A（労務歩掛）及び G（機械運転歩掛）の算出方法

(略)

- A：センサーカメラ見回り 1 回当り労務歩掛（人／回）
- B：センサーカメラ見回り 1 回当り所要時間（h／回）
- C：センサーカメラ見回り 1 箇所当り所要時間（h／箇所）
- D：センサーカメラ見回り箇所数（箇所）
- E：センサーカメラ見回り 1 箇所当り林道等走行時間（h／箇所）
- F：センサーカメラ見回り時間 0.08 h／箇所

G～I (略)

①-3 (略)

別紙 3

国有林野における有害鳥獣捕獲等事業の実施に係る共通仕様書

第 1 総則編

1.1 (略)

1.2 用語の定義

共通仕様書において、各項に掲げる用語は、次の定義によるものとする。

(1)～(26)

(27) 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、記名したものを有効とする。ただし、緊急を要する場合は、電子メールにより伝達の上、後日書面と差し換えることができるものとする。

(削る)

(28)～(59) (略)

(60) 「カメラトラップ調査」とは、自動撮影カメラを用いた鳥獣の生息状況等の調査をいう。

1.3～1.14 (略)

1.15 成果物の提出

(1)～(3) (略)

(4) 2.4.2(6)に定める捕獲状況集計表及び 2.4.3(4)に定める自動撮影カメラの撮影データ等については、電磁的記録により提出するものとし、それ以外の成果物についても委託者から指示があった場合は、電磁的記録により提出するものとする。

1.16～1.26

1.27 守秘義務

(1)～(5) (略)

(6) 受託者は、当該事業完了時に、事業の実施に必要な貸与資料（書面、電磁的記録媒体）について、委託者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。

(7) (略)

1.28～1.37 (略)

第2 事業一般編

1.2 用語の定義

共通仕様書において、各項に掲げる用語は、次の定義によるものとする。

(1)～(26)

(27) 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、記名したものを有効とする。

① 緊急を要する場合は、ファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、後日書面と差し換えるものとする。

② 電子納品を行う場合は、別途監督職員と協議するものとする。

(28)～(59) (略)

(60) 「カメラトラップ調査」とは、センサーカメラ（自動撮影カメラ）を用いた鳥獣の生息状況等の調査をいう。

1.3～1.14 (略)

1.15 成果物の提出

(1)～(3) (略)

(新設)

1.16～1.26

1.27 守秘義務

(1)～(5) (略)

(6) 受託者は、当該事業完了時に、事業の実施に必要な貸与資料（書面、電子媒体）について、委託者への返却若しくは消去又は破棄を確実にすること。

(7) (略)

1.28～1.37 (略)

第2 事業一般編

2.1～2.4.1 (略)

2.4.2 事業着手中

(1)～(3) (略)

(4) 個体の受領証明書

焼却施設または食肉加工業者等に処分を依頼する場合、受託者は個体を引き渡す際に、個体の受領証明書（受託者が処分を依頼した者が、個体の受領について証明した書面：別紙様式を参考とすること）を受領し、監督職員に提出すること。

(5) 捕獲個体記録票

受託者は、捕獲個体の検体作業（雌雄区分、成獣・幼獣別等）を行い捕獲個体記録票を作成し、監督職員に提出すること。

(6) 捕獲状況集計表

受託者は、別途指示するとおり、捕獲状況集計表を作成し、捕獲期間終了後、速やかに監督職員に提出すること。

2.4.3 事業完了時

(1)～(3) (略)

(4) 自動撮影カメラの撮影データ等

カメラトラップ調査を実施した場合は、別記 A～C の調査目的に応じて取りまとめた資料を上記(2)又は(3)の報告書と併せて提出すること。

2.5～2.11.2 (略)

第3 わなによる捕獲編

3.1 くくりわな

3.1.1 場所の選定

(1)～(3) (略)

(4) 他の鳥獣の錯誤捕獲を防止するため、わなの設置箇所については十分に精査しなければならない。

2.1～2.4.1 (略)

2.4.2 事業着手中

(1)～(3) (略)

(4) 個体の受領証明書

焼却施設または食肉加工業者等に処分を依頼する場合、受託者は個体を引き渡す際に、個体の受領証明書（受託者が処分を依頼した者が、個体の受領について証明した書面：別紙様式 1を参考とすること）を受領し、監督職員に提出すること。

(5) 捕獲個体記録票

受託者は、捕獲個体の検体作業（雌雄区分、成獣・幼獣別等）を行い捕獲個体記録票に記入し、監督職員に提出すること。

(6) 捕獲個体整理表

受託者は、捕獲個体について別紙様式 2 「捕獲個体整理表」を記入し、監督職員に提出すること。

2.4.3 事業完了時

(1)～(3) (略)

(新設)

2.5～2.11.2 (略)

第3 わなによる捕獲編

3.1 くくりわな

3.1.1 場所の選定

(1)～(3) (略)

(4) 他の鳥獣の錯誤捕獲を防止するため、わなの設置箇所については十分に精査すること。

<u>(5) 捕獲状況が芳しくない場合は、見回り時の誘引状況の確認結果等进行分析し、わなの設置方法、わなの設置場所、わなへの誘引方法等を変更するなど対策を講じなければならない。</u> 3.1.2～3.2.7 (略) 3.3 小型囲いわな及び箱わな 3.3.1 場所の選定 (1)～(3) (略) (4) 他の鳥獣の錯誤捕獲を防止するため、わなの設置箇所については十分に精査<u>しなければならない。</u> <u>(5) 捕獲状況が芳しくない場合は、見回り時の誘引状況の確認結果を分析し、わなの設置方法、わなの設置場所、わなへの誘引方法等を変更するなど対策を講じなければならない。</u> 3.3.2～3.4.3 (略) 第4 (略) 第5 調査編 5.1 カメラトラップ調査 <u>カメラトラップ調査は、原則として以下の通り実施するものとする。</u> <u>(1) 動物の生息密度の把握を目的とした調査の場合は、別記の A のとおり、実施するものとする。</u> <u>(2) 特定の場所への出没状況(わなへの誘引など)を把握することが目的の簡易な現地調査(準備費に計上されるもの)である場合は、別記の B のとおり、実施するものとする。</u> <u>(3) 動物の生息状況の把握を目的とした調査の場合((1)により難しい場合)は、別記の C のとおり、実施するものとする。</u> (削る)	(新設) 3.1.2～3.2.7 (略) 3.3 小型囲いわな及び箱わな 3.3.1 場所の選定 (1)～(3) (略) (4) 他の鳥獣の錯誤捕獲を防止するため、わなの設置箇所については十分に精査<u>すること。</u> (新設) 3.3.2～3.4.3 (略) 第4 (略) 第5 調査編 5.1 カメラトラップ調査 (新設) <u>5.1.1 場所の選定</u> <u>(1) 鳥獣が通りやすいと考えられる獣道及び餌場や、わな付近等を選定すること。</u>
--	---

5. 1. 1 1 設置に当たっての留意事項

- (1) 自動撮影カメラの設置は、受託者の責任において実施しなければならない。
- (2) わなによる捕獲を妨げないよう、適切な場所に設置しなければならない。
- (3) 撮影場所が適切に写るよう、方向、角度及び障害物に注意して設置しなければならない。
- (4) 自動撮影カメラに日光が当たらないように注意しなければならない。
- (5) 自動撮影カメラが動かないように、杭や木の幹等にしっかり固定しなければならない。
- (6) 自動撮影カメラの設置後に、撮影範囲等の設定を確認しなければならない。
- (7) 自動撮影カメラの設置後に、試し撮りを行い、正常に撮影できることを確認しなければならない。

5. 1. 2 見回り

(削る)

(削る)

- (1) 装置が適切に作動しているか点検し、不具合や誤作動等が見受けられた場合は、適切にメンテナンス及び再設置を行わなければならない。
- (2) 必要に応じて記録媒体及びバッテリーの交換を行わなければならない。

5. 1. 3 データの整理及び分析・考察

別記のA又はCによる調査を実施する場合は、以下の通りデータの整理及び分析を実施するものとする。

- (1) 回収したデータは、多地点・多年度の分析が可能となるよう整理しなければならない。

(2) 特に直射日光や木漏れ日等が当たらないように注意しなければならない。

5. 1. 2 装置の設置

- (1) センサーカメラの設置は、受託者の責任において実施しなければならない。
- (2) わなによる捕獲を妨げないよう、適切な場所へ設置しなければならない。
- (3) 撮影場所が、適切に写るよう、方向、角度に注意して設置しなければならない。
- (4) 撮影の障害となる草などを除去し、撮影しやすくしなければならない。
- (5) センサーカメラが動かないように、杭や木の幹等にしっかり固定しなければならない。
- (6) センサーカメラの設置後に、センサの感度と写真撮影範囲を確認しなければならない。
- (7) センサーカメラの設置後に、試し撮りを行いカメラが正しく作動することを確認しなければならない。

5. 1. 3 見回り

(1) 不具合や誤作動等が発生していないかを確認しなければならない。

(2) 不具合や誤作動等が見受けられた際は、適切にメンテナンス及び再設置を行わなければならない。

(3) 装置が適切に作動するか点検を適宜行わなくてはならない。

(4) 記録媒体及び電池やバッテリーの交換を定期的に行わなくてはならない。

5. 1. 4 分析

(新設)

- (1) 回収したデータから鳥獣の頭数を集計しなければならない。

(2) 結果を取りまとめの上、調査目的に応じて分析・考察をしなければならない。

(別記)

A 動物の生息密度の把握

① 捕獲の直接的な影響を受けない箇所において、1 km²(=100ha)に 12 台以上の自動撮影カメラ(以下「カメラ」という。)をランダムに設置する。この際、カメラとカメラの距離は 300m 以上(設置が困難な場合は 200m 以上)確保する。

② カメラ機種、カメラ設置地点名、設置位置(緯度経度)、設置高、有効撮影面積をカメラ情報野帳^{※1}に記録する。カメラの設置状況をチェックシート^{※1}で確認する。

③ 解像度は、画素数及び1枚当たりのデータ容量を抑えるため、500 万画素程度の低解像度とする。

④ 撮影は、5 分間隔のタイムラプスモードでの静止画とする(センサーモードは用いない)。設定ミス(センサーモードや動画も同時に撮影される等)がないよう試験撮影を行う。

⑤ 撮影期間は1ヵ月以上とする。この間、必要に応じ、電池やSDカードを交換する。

⑥ 撮影画像を回収後、AI 画像解析ソフトにより動物が写っている可能性のある画像を抽出・目視判定した上で、出力された表計算ファイル^{※1}に列を追加し、獣種等^{※2}、有効撮影範囲の内側と外側の別、雌雄別の頭数を記録する。

⑦ ⑥で目視判定した頭数をカメラごとに合計し、対応するカメラの有効撮影面積及び撮影回数で割ることにより、カメラごとの生息密度を計算する。カメラごとの生息密度を平均することにより、調査地の生息密度を計算する(生息密度計算表参照^{※1})。

⑧ 撮影画像、AI 画像解析ソフトにより抽出した画像、表計算ファイルは、カメラ設置地点名を名称とするフォルダに保存・蓄積する。

(2) 回収したデータから鳥獣の生息状況及び生息密度等を解析、分析、検討しなければならない。

(新設)

B 特定の場所への出没状況(わなへの誘引など)の把握

- ① わな等の目的物及びの周辺が写る位置・角度にカメラを設置する。
- ② 解像度は 2400 万画素程度の高解像度とする。
- ③ 撮影は、センサー(検知)モードでの静止画及び動画とし、検知した際の撮影枚数は 3 枚とし、これと同時に 30 秒程度の動画を撮影する。また、1 分間のディレイ(撮影した後に再検知するまでの時間)を設定する。
- ④ 撮影画像・動画から誘引状況を把握する。

C 動物の生息状況の把握(Aの代替手段)

- ① 動物の出現頻度(多寡・増減の傾向)の把握したい場所にカメラを設置する。
- ② カメラの機種、カメラ設置地点名、設置位置(緯度経度)、設置高、有効撮影面積をカメラ情報野帳※¹に記録する。
- ③ 解像度は 500～800 万画素程度とする。
- ④ 撮影はセンサーモードでの静止画とする。検知した際の撮影枚数は 3 枚とする。撮影直後に同一動物を再検知することがないように 10 分間のディレイを設定する。
- ⑤ 撮影画像を回収後、AI 画像解析ソフトにより動物が写っている可能性のある画像を抽出・目視判定した上で、出力された表計算ファイル※¹に列を追加し、獣種等※²、有効撮影範囲の内側と外側の別、雌雄別の頭数を記録する。
- ⑥ 上記⑤で目視判定した頭数を延べカメラ設置日数で割ることにより、撮影頻度指標(RAI)※³を計算する(撮影頻度指標計算表参照※¹)。
- ⑦ 撮影画像、AI 画像解析ソフトで抽出した画像、表計算ファイルは、カメラ設置地点名を名称とするフォルダに保存・蓄積する。

※1：別途指示する。

※2：シカ、クマ、イノシシ、カモシカ、サル、ノウサギ、ノネズミ、タヌキ、

<u>キツネ、アナグマ、テン、イタチ、オコジョ、リス、ムササビ、ハクビシン、アライグマ、キョン、ヌートリア、ミンク、その他哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、不明</u> <u>※ 3：撮影頻度の多寡や時期比較により、動物の多寡・増減の傾向を知ることが可能。ただし、カメラの機種や撮影箇所の条件の違いによりセンサーの検知能力が影響を受けることから、生息密度の把握には原則としてAを用いるものとする。</u> (削る) 別紙様式 (略) (削る) 別添 <u>※ 委託者は、最新の「委託事業における人件費の算定等の適正化について」(平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 961 号大臣官房経理課長通知) を添付する。</u>	別添 (略) 別紙様式 <u>1</u> (略) 別紙様式 <u>2</u> (略) (新設)
---	---

附 則

本通知は、令和 8 年 1 月 15 日から施行する。